

新温泉町自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、新温泉町財務規則（平成17年新温泉町規則第39号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 町は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 交付申請者が次条第1項に規定する暴力団等に該当しない旨並びに地方自治法第221条第2項及びこの要綱第15条の規定に基づき町が行う一切の措置について異議を述べない旨の誓約書（様式第1号の2）

(2) 前号に掲げる書類のほか、町長が別に定める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 町長は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、交付申請者が新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 町長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内は、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の着手の届出)

第6条 町長は、補助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(補助事業の変更)

第7条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合は、あらかじめ(当該変更が第2号に掲げるものであるときは、町長が指定する期日までに)、補助金変更交付申請書(様式第3号)に町長が別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)

(2) 第4条第3項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更

(3) 前2号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更(町長が別に定める軽微な変更を除く。)

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 第4条第2項の規定は、前項の通知をする場合について準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助事業の遂行状況報告等)

第9条 補助事業者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、町長が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書(様式第7号)を町長に提出して、その指示を受けなければならない。

(補助事業の完了の届出)

第10条 町長は、補助事業者に補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受ける

ときを含む。以下同じ。)又は交付決定に係る町の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第8号)及び町長が別に定める添付書類を町長にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第12条 町長は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第9条第1項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第1項の措置が完了したときは、第11条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第13条 町長は、補助事業の完了に係る第11条及び前条第3項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 町長は、確定した補助金の額が、交付決定額(第7条第2項の規定により変更された場合には、同項の規定により通知された金額)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第14条 町長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第10号)により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第15条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(5) 暴力団等であるとき。

2 町長は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するものとする。

3 町長は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者の名称その他町長が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の町

長が必要と認める場合に行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 町長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第19条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

2 町長及び補助事業者は、補助金の交付等に関して国又は兵庫県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。